

提出内容(確定給付企業年金法施行規則及び関連通知におけるパブリックコメントへの意見)

「JAL退職者懇談会」

|      |                    |
|------|--------------------|
| 受付番号 | 201208090000024255 |
| 提出日時 | 2012年08月09日07時34分  |

|            |   |
|------------|---|
| 案件番号       | 495120181   |
| 案件名        | 確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正に関する御意見募集(パブリックコメント)について |
| 所管府省・部局名等  | 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 電話:03-5253-1111 (内線3330)                  |
| 意見・情報受付開始日 | 2012年07月27日   |
| 意見・情報受付締切日 | 2012年08月27日   |

|             |   |
|-------------|---|
| <p>提出意見</p> | <p>確定給付企業年金法施行規則及び関連通知におけるパブリックコメントへの意見</p> <p style="text-align: right;">「JAL退職者懇談会」</p> <p>1、安易な減額に通じる、減額基準の明確化は年金制度そのものの存立目的を弱めるものになる。<br/>         本来、確定給付企業年金は事前積立方式、かつ賃金の後払いであり、終身制度を含め生涯にわたる長期的な制度である。<br/>         確定給付企業年金法第1条「…事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、…公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」の設立目的から言えば、受給者等への減額は厳しく避けなければならないものである。</p> <p>(1)減額基準については事業主の負担を中心に考えるのではなく、従業員(加入者・受給者等)の高齢期の生活の安定と福祉の向上を守る立場で行政指導は行われるべきである。<br/>         掛金を拠出する母体である企業の経営状況の変化は当面の経済環境、経営方針などの影響を受けます。5年間の経営状況(純利益を対象)という狭い範囲を対象に減額基準を取り扱い、二度と回復措置のない受給者等の減額を行うことは、年金制度存立の目的に見合わないものである。<br/>         その後、母体企業が好業績を上げた時に、遡及して給付増額を行うことがあるわけではない。</p> <p>(2)法律制定時に最大の論点となった支払い保証制度については、国会審議で確定給付企業年金法附則6条の検討規定の対象に含まれていることが確認され、衆参両院の厚生労働委員会の附帯決議で「支払保証制度については、企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き、検討を加えること」とされている。<br/>         厚生労働省は支払保障制度の確立の検討を早急に再開すべきであり、支払保証制度が確立するまでは、事業主の負担を優先する給付減額は厳しい規制を基準化しないと、事業主のモラルハザードを生じることになる。</p> <p>2、「母体企業の経営悪化」と「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化することについて。<br/>         これまで減額基準については、一律のルールを示すことは困難であるとして総合的に勘案されてきており、いくつかの具体事例を成文化する今回の措置で基準が明確になるとは言えない。</p> |
|-------------|---|

(1)母体企業の経営の悪化は、本来経営責任によるもので、受給者等に犠牲転嫁を容認する給付減額は厳しくなければならない。

一方、掛金の額の大幅な上昇は、年金資産の運用損などによるものが主要因であり、掛金負担困難の理由が本質的に異なるものである。

一本化はそうした責任の所在を曖昧にするものであり、減額理由や減額基準を明確化することにはならない。

(2)減額基準については、これまでの給付減額ケースでは「母体企業が置かれた状況は様々であり、それぞれの企業の事情や経済情勢に即して判断する必要がある、一律のルールを示すことは困難である。実際の判断にあたっては、企業の経営状況等も含めて総合的に勘案した上で判断する。」というのが厚生労働省の見解である。(厚労省ホームページの確定給付企業年金Q&A)

これまでの限られた具体的な事例ケースを成文化することによって、基準を明確化したことにはならない。

(3)複数の企業で確定給付企業年金を実施している場合の減額ケース事例はないと厚労省は報告している。(厚労省ホームページの確定給付企業年金Q&A)確定給付企業年金と厚生年金基金の実情は異なっており、厚生年金基金での過去の事例をそのまま適用する成文化は、根拠がない。

3、予定利率の引き下げにより生じる積立不足の償却について最大20年から30年への延長。

償却期間の30年への延長は、年金資産・運用資産・運用益がその分小さくなるので、年金制度の安定とは矛盾する一面がある。

母体企業は中小企業から大企業まで大きく異なった経営実態をもっており、一律に償却期間の延長を認めるのではなく、実情にあった規制が行われることが望まれる。

企業経営が好転した場合には償却期間を積極的に短くするという行政指導も行って欲しい。

#### 4、その他

パブリックコメント募集の情報は、企業年金連合会から企業年金基金へ知らされていると聞いているが、行政として積極的に基金等に直接働きかけ加入者・受給者等から意見を募集する努力を行って欲しい。

以上

「JAL退職者懇談会」

連絡先: 〒236-8799郵便事業会社 横浜金沢支店留「JAL退職者懇談会」

E-mail: jalobkondankai@gmail.com